

高松市立多肥小学校PTA会則 (案)

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、高松市立多肥小学校PTAという。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を高松市立多肥小学校に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、学校教育に対する理解を深め、学校教育の振興に努めるとともに会員の教養を高め、防災に対処し、相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- 1 会員の教養を高めるための事業
- 2 児童の教育に必要な研究と講習、視察、見学など
- 3 校区内における防災防犯活動事業
- 4 その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 会員

(会員)

第5条 次の者は、本会の会員資格を得、加入は任意である。

- 1 高松市立多肥小学校に在籍する児童の父母またはこれに代わる者
- 2 高松市立多肥小学校に勤務する教職員
- 3 本会の目的に賛同する者

(権利義務)

第6条 会員はすべて平等な権利と義務を持つ。

(会費納入)

第7条 会員は、会費を納めるものとする。ただし、特別な事情がある者については、理事会の承認を経て、これを減額または免除することができる。

第4章 理事会役員

(理事会役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

本部 専門部

(理事会構成)

第9条 理事会の構成の変更は理事会で提案し、総会で決定するものとし、各部役員承認は各章にて定めるものとする。

第5章 本部

(役員)

第10条 本部に次の役員をおく。

会長 1名 副会長 若干名 監査 2名
庶務 若干名 会計 3名以内 監事 若干名

(役員の仕事)

- 第11条
- 1 会長・副会長・監査は役員会で選出し、総会において承認される。
 - 2 会長は、本会を総理して会の運営を司り、本会を代表する。
 - 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはこれを代理する。
 - 4 会計は、会計をつかさどる。
 - 5 監査は、会計を監査する。
 - 6 庶務は、会の事務をつかさどる。
 - 7 監事は、会の運営の世話をする。
 - 8 庶務会計監事は、会長がこれを委嘱する。

(役員を選出および期間)

第12条 役員は、役員会で選出し総会で承認される。任期は総て2年とし、再任はさまたげない。役員が途中で退任した時の後任役員の任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第13条 本会に顧問をおくことができる。
顧問は役員会で選出し、総会で承認される。
顧問は、本部役員を補佐し、PTAの諸活動の円滑な引継ぎに努める。

第6章 専門部

(専門部の設置)

第14条 本会に次の部をおく。

1 文化部 2 保健体育部 3 学級部 4 生活指導部

(専門部の構成)

第15条 前条各部は委員をもって構成するものとする。

文化部、保健体育部および学級部の委員は各学級より原則各部1名、計3名とする。

生活指導部の委員は、校区班より原則各班1名もしくは2名とする。

生活指導部の部長を本部副会長が兼任する。

第16条 各部毎に、部長1名、副部長2名を選び、理事会にて承認を得るものとし、それぞれ担当部会の会務を処理する。

第7章 会 議

(会議)

第17条 総会

- 1 総会は、各年初めに1回、但し役員会の決議により臨時に開くことができる。

総会は、本会最高の決議機関として会則、予算、決算、役員承認、重要事業その他必要事項の審議決定をする。総会は会員の3分の2以上の参加（委任状を含む）により成立し、総会の決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

- 2 理事会

理事会は、会長、副会長、会計、監査、庶務、監事並びに各部の正副部長をもって組織する。

理事会は、総会に次ぐ重要な決議機関であって、総会提出議案、本会運営について必要な事項を審議決定するとともに、各部の連絡調整協力を図る。

- 3 役員会

役員会は、第8条に示す役員をもって構成する。

役員会は、理事会、総会に提出する議案、本会運営について必要な事項を審議決定し、理事会の承認をもって実行する。また、会長・副会長・監査を選出する。

- 4 専門部会

専門部は、必要の都度、部長はこれを招集し担当事項を審議決定し、理事会の承認をもって実行する。

第8章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は会費、寄付金、事業益金をもって当てる。

(経理)

第19条 本会の会費は、総会で定める。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

第21条 本会の会計は、毎年1回以上監査を受けるものとする。

付 則

- * 本会則は、昭和39年12月1日より施行する。
- * 本会則は、昭和44年4月28日改正施行する。
- * 本会則は、昭和48年4月28日改正施行する。
- * 本会則は、昭和51年4月28日改正施行する。
- * 本会則は、平成5年4月24日改正施行する。
- * 本会則は、平成10年4月18日改正施行する。
- * 本会則は、平成11年4月17日改正施行する。
- * 本会則は、平成15年4月19日改正施行する。
- * 本会則は、平成16年4月17日改正施行する。
- * 本会則は、平成22年4月24日改正施行する。
- * 本会則は、平成23年4月30日改正施行する。
- * 本会則は、平成24年4月28日改正施行する。
- * 本会則は、平成25年4月27日改正施行する。
- * 本会則は、平成26年4月26日改正施行する。
- * 本会則は、平成29年4月22日改正施行する。
- * 本会則は、平成31年4月20日改正施行する。
- * 本会則は、令和3年4月20日改正施行する。
- * 本会則は、令和4年4月23日改正施行する。
- * 本会則は、令和5年4月22日改正施行する。